

第16回教育委員会定例会 案件表

○日時

令和2年8月21日(金) 午前10時00分から

○議題

1 議案

- (1) 議案第49号 「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について (資料1)
- (2) 議案第50号 教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見聴取について (資料2)

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第4号 災害時と放射能対策に関する陳情書〔継続審議〕
- (3) 平成23年陳情第20号 子ども達を放射能汚染、特に内部被曝から守るための陳情書〔継続審議〕
- (4) 平成25年陳情第9号 都市計画道路補助135号線の整備計画(素案)の抜本的見直しを求める陳情〔継続審議〕
- (5) 平成26年陳情第1号 都市計画道路補助第135号線整備計画(素案)の撤回を求める陳情〔継続審議〕
- (6) 平成26年陳情第2号 特別支援学級での肢体不自由児への対応を求めることについて〔継続審議〕
- (7) 平成27年陳情第6号 情緒障害等通級指導学級での指導の存続と情緒障害児教育の充実・発展を求める陳情〔継続審議〕
- (8) 平成27年陳情第9号 区立小中学校への「学校司書」配置を求める陳情書〔継続審議〕
- (9) 令和元年陳情第3号 大泉第二中学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕
- (10) 令和元年陳情第4号 大泉南小学校の教育環境保全に関する陳情〔継続審議〕

3 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕
- (2) 令和2年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について〔継続審議〕 (資料3)

4 報告

- (1) 教育長報告
 - ① 「練馬子どもカフェ」オンライン版の試行について (資料4)
 - ② その他

議案第49号

資料 1	
------	--

「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

上記の議案を提出する。

令和2年8月21日

提出者 教育長 河 口 浩

「練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」の制定依頼について

このことについて、別紙のとおり制定を練馬区長あて依頼するものとする。

令和2年8月21日

教育振興部保健給食課

練馬区立小学校および中学校の学校医、学校歯科医ならびに学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に伴い、介護補償の限度額等について、東京都との均衡を図るため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

介護補償の限度額を改定する。(第11条関係)

ア 常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合

165,150円 166,950円

イ 常時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合

70,790円 72,990円

ウ 随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合

82,580円 83,480円

エ 随時介護を要する状態にあり親族等による介護を受けた日がある場合

35,400円 36,500円

障害補償年金前払一時金が支給された場合における障害補償年金の支給停止期間等の算定に用いる利率を「100分の5」から「災害発生日における法定利率」に改める。(付則第4条関係)

3 施行期日

公布の日

資料 2	
------	--

議案第50号

教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見聴取について

上記の議案を提出する。

令和2年8月21日

提出者 教育長 河 口 浩

教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に関する意見聴取について

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定にもとづき、練馬区長から参考資料のとおり意見を求められたので、別紙のとおり回答する。

別 紙

教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案に関する
意見聴取について

「学校給食用物資の発注の取消しに係る和解について」の議案について、当委
員会として同意します。



参考資料

2 練総法第 823 号

令和 2 年 8 月 18 日

練馬区教育委員会教育長 様

練馬区長 前川 耀 男



教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の
議案に関する意見聴取について

令和 2 年第三回練馬区議会定例会に、下記の議案を提出したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、下記のとおり貴委員会の意見をお聴きします。

記

1 提出予定議案名

学校給食用物資の発注の取消しに係る和解について

2 和解の対象事案、相手方および内容

別紙資料のとおり

3 回答について

貴委員会の意見を令和 2 年 8 月 28 日（金）までにご回答くださいますようお願いいたします。

【担当】総務部文書法務課文書法務担当係

佐久間 内 5623



学校給食用物資の発注の取消しに係る和解について

1 事案の概要

練馬区では、国や東京都からの要請に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、練馬区立小学校および中学校（以下「区立小中学校」という。）を令和2年3月2日から春季休業開始日の前日の同月25日までおよび春季休業終了日の翌日の同年4月6日から同年5月6日までの間、臨時休業した。この区立小中学校の臨時休業に当たり、3月分および4月分の給食用物資の発注の取消しを行った。

納入事業者が既に準備または手配済みの給食用物資に係る費用を補償する。

2 和解の相手方

東京都文京区本駒込五丁目66番2号
公益財団法人 東京都学校給食会

3 和解の内容

- (1) 練馬区は、本件相手方に対して、補償金として24,970,671円を支払う。
- (2) 練馬区と本件相手方との間においては、本件に関して、本和解の内容に定めるもののほか一切の債権債務の存しないことを相互に確認する。

新型コロナウイルスに係る給食用食材費の補償の状況について

新型コロナウイルス感染症による小・中学校の一斉臨時休業に伴い、急遽発注を取り消した食材のうち、キャンセルができなかったものによる食材納入事業者の損失を補うため、令和2年第二回区議会定例会において成立した補正予算で7,551万円を計上した。現在、事業者に対する補償に向け手続きを進めており、状況は以下のとおりである。

1 対象とする食材

- (1) 令和2年2月28日に発注を取り消した3月分の食材
- (2) 令和2年4月3日に発注を取り消した4月分の食材

2 対象となる事業者

37事業者（うち区内事業者26者）

3 支払いを行う食材等および内訳（見込み）

裏面のとおり

支払いを行う食材等および内訳（見込み）

基 準	3 月分	4 月分
1 学校に納入を終えていたもの	438 件 3,569,640 円	63 件 401,492 円
2 事業者が食材または原材料の調達を終えていて、他に活用できなかったもの	982 件 5,480,581 円	378 件 2,974,274 円
3 事業者が他の事業者に発注を終えていて、その発注を取り消せなかったもの	1,080 件 10,810,095 円	138 件 564,444 円
4 事業者が食材の調達を終えていて、他に転用したが損失が出たもの	136 件 379,684 円	43 件 330,269 円
5 特に区が認めたもの (希少食材や手配済み配送費等)	99 件 15,026,373 円	2 件 41,200 円
合 計	2,735 件 35,266,373 円	624 件 4,311,679 円
総 計	3,359 件 39,578,052 円	

令和2年8月21日
教育振興部教育総務課

令和2年度教育に関する事務の管理等に係る点検・評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条に基づき実施する教育に関する事務の管理等に係る点検・評価（以下「点検・評価」という。）について、下記のとおり実施する。

記

1 実施方法

(1) 点検および評価

「練馬区教育・子育て大綱」の重点施策ごとに主な取組の成果を記載した点検・評価表を事務局が作成し、これに基づき点検・評価を行う。

【参照】別紙1 練馬区教育子育て大綱体系図

別紙2 令和2年度点検・評価の取組項目（案）

別紙3 点検・評価表（案）

(2) 報告書の検討、作成

点検および評価表による点検・評価後、有識者からの意見・助言を踏まえ、今後の方向性等を検討し、報告書を決定する。

2 今後のスケジュール

2年8月下旬～	事務局による点検・評価シートの作成
11月上旬～	教育委員による総合的な点検・評価
12月下旬	教育委員会にて評価の決定および有識者の決定
3年1月上旬～	有識者による意見および助言
2月下旬	教育委員会にて報告書の決定
3月	区議会への報告、区民への公表（ホームページ掲載等）

練馬区教育・子育て大綱体系図

教育分野		子育て分野	
目標 夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備えた子どもたちの育成		目標 安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境の整備	
取組の視点	重点施策	取組の視点	重点施策
1 教育の質の向上	①学力・体力・豊かな心が調和した学びの充実	1 子どもと子育て家庭の支援の充実	①相談支援体制の整備
	②教員の資質・能力の向上		②多様な子育て支援サービスの充実
	③学校の教育環境の整備		③支援が必要な子どもたちと家庭への取組の充実
2 家庭や地域と連携した教育の推進	①家庭教育への支援	2 幼児教育・保育サービスの充実	①練馬区独自の幼保一元化施設の拡大
	②家庭・地域の力を活かした学校運営や教育活動の推進		②保育サービスの充実
3 支援が必要な子どもたちへの取組の充実	①いじめ・不登校などへの対応	3 子どもの居場所と成長環境の充実	①安全で充実した放課後の居場所づくり
	②生活困窮世帯などへの支援		②児童館事業・学童クラブの充実
	③障害のある子どもたちへの支援		

令和2年度点検・評価の取組項目(案)【教育分野】

教育・子育て大綱		点検・評価
取組の視点	重点施策	主な取組項目
教育の質の向上	①学力、体力、豊かな心が調和した学びの充実	1) 私立幼稚園に対する支援
		2) 幼保小連携の推進
		3) 小中一貫教育の取組に関する情報発信
		4) 学力調査結果を踏まえた学力向上への取組
		5) 人権教育・道徳教育の推進
		6) 外国語教育の充実
		7) 学校体育等の充実
		8) 児童・生徒の食育の推進
		9) 読書活動の推進と学校図書館の機能強化
家庭や地域と連携した教育の推進	②教員の資質・能力の向上	1) 教員研修の充実
	③学校の教育環境の整備	2) 子供と向き合うことができる環境整備 (人的配置・学校徴収金管理システム)
		1) 学校施設の整備(改築・改修)
2) 区立学校の適正配置		
支援が必要な子どもたちへの取組の充実	①いじめ・不登校などへの対応	3) ICT環境の整備
		1) 家庭教育への支援
		2) 関係機関の連携の強化
	②生活困窮世帯などへの支援	1) 学校安全対策の推進
		2) 地域を活用した教育活動の推進
		3) 部活動支援の充実
	③障害のある子どもたちへの支援	1) 教育相談体制の充実
		2) いじめ防止対策の推進
		3) 児童・生徒の不登校対策の充実
1) 就学援助		
2) 学習支援事業「中3勉強会」の実施		
1) 就学相談の改善		
2) 校内外の支援体制の整備		
3) 特別支援学級・特別支援教室の設置		
4) 環境整備の充実		
5) 教員の専門性の向上		
6) 障害理解の推進		

令和2年度点検・評価の取組項目(案)【子育て分野】

教育・子育て大綱		点検・評価
取組の視点	重点施策	主な取組項目
子どもと子育て家庭の支援の充実	①相談支援体制の整備	1) 子育ての総合相談窓口 2) 児童相談体制の強化
	②多様な子育て支援サービスの充実	1) 子育てのひろばの事業 2) 外遊び事業 3) 乳幼児一時預かり事業
	③支援が必要な子どもたちと家庭への取組の充実	1) 児童虐待防止への取組 2) ひとり親支援事業
幼児教育・保育サービスの充実	①練馬区独自の幼保一元化施設の拡大	1) 「練馬こども園」
	②保育サービスの充実	1) 保育施設の定員拡大 2) 延長保育事業 3) 病児・病後児保育事業
子どもの居場所と成長環境の充実	①安全で充実した放課後の居場所づくり	1) すべての小学生を対象に放課後の居場所づくり事業(ねりっこクラブ) 2) 夏休み居場所づくり事業
	②児童館事業・学童クラブの充実	1) 児童館事業 2) 学童クラブ事業

IV 事業成果

○教育分野

1 教育の質の向上

点検・評価表(案)

重点 施策	1-① 学力、体力、豊かな心が調和した学びの充実	
	概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校入学前の幼児教育を充実します。 ○ 幼稚園・保育所・小学校が連携して、育ちと学びの連続性を大切にします。 ○ 小学校と中学校の一貫教育を進め、義務教育9年間を見通した教育を実践します。 ○ 子どもたちの心を育む人権教育・道徳教育を推進します。 ○ 子どもたちの体力の向上を図り、食育などの健康づくりに取り組みます。 ○ 子どもたちが学ぶ喜び、わかる喜びを実感できるように、ICT教育を進めるとともに、学校図書館を充実します。

主な 取組	項目1 私立幼稚園に対する支援	
	目標	
	事業 成果	
	今後の 取組	
	所管課	学務課
	項目2 幼保小連携の推進	
	目標	
	事業 成果	
	今後の 取組	
	所管課	教育施策課



項目9 読書活動の推進と学校図書館の機能強化	
主な取組	目標
	事業成果
	今後の取組
	所管課

昨年度の点検・評価であった委員および有識者からの意見を重点施策ごとに記載。

昨年度の点検・評価における主な意見（教育委員・有識者）	<ul style="list-style-type: none"> ○障害児の受け入れに関するアンケート結果を踏まえた支援策を早急に考えて欲しい。 ○「ねりま接続プログラム」の更なる活用を期待する。 ○ステップシートを活用し、特別支援教育の充実に取り組んでほしい。 ○学力調査に基づく取組事例紹介等を今後も全校に広めて、効果的な取組を推進して欲しい ○小・中学校での道徳教育の更なる充実に取り組んでほしい。 ○全校一斉読書や朝読書などの読書活動の更なる充実に取り組んでほしい。 ○小中一貫教育校の2校目の開設に期待します。 ○ALTの確保や質の向上、外国語活動アドバイザーや教員の英語力・指導力強化のための研修の充実にも努めていただきたい。
昨年度の主な意見に対して現在取り組んでいること、今後の方向性	

点検・評価欄	評価	特記事項

委員からの評価を記載
重点施策ごとに3段階の評価を行う。
「1」良好に進んでいない
「2」良好に進んでいる
「3」とも良好に進んでいる

各項目の課題や改善点、今後の方向性について各委員からの意見を記載。

「練馬こどもカフェ」オンライン版の試行について

「練馬こどもカフェ」は、第 2 次みどりの風吹くまちビジョンに基づき、民間カフェと協働し、子どもが学び、遊ぶ機会や、保護者が交流したりリラックスできる環境を提供するため、現在区内カフェの店舗スペースを活用し、5 店舗で実施している。

このうち、2 店舗については会場が貸切となるため、実店舗で開催することになった。これ以外の 3 店舗は、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催が困難となっていることから、9 月からオンライン版を試行的に開催する。

1 利用対象者

区内の就学前の乳幼児およびその保護者

2 事業内容

- (1) 親子に対する交流の場の提供および交流の促進
- (2) 保護者に対する子育て等に関する相談および支援
- (3) 乳幼児に対する学び、遊ぶ機会の提供
- (4) 保護者に対する身近な地域の子育て関連情報の提供

3 実施方法等

(1) 利用する web 会議システム

「Zoom (ズーム)」(提供元 Zoom ビデオコミュニケーションズ)

(2) 参加方法等

事前申込制とし、1 回につき親子 3 ~ 5 組程度を定員とする。

4 今後の予定

9 月上旬	区ホームページ等にて事業周知、申込受付開始
9 月中 ~ 下旬	事業開始